

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その3)

令和元年（2019年）

目 次

議案第 53 号 令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第 7 号）	5
議案第 54 号 令和元年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	8
議案第 55 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	9
議案第 56 号 鎌倉市公平委員会の委員の選任について	12
報告第 11 号 行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求に対する 裁決の報告について	14

令和元年度鎌倉市一般会計
補正予算（第7号）

令和元年度鎌倉市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250,992千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,022,556千円と
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

令和元年（2019年）9月26日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
80 繰越金		643,030	250,992	894,022
5 繰越金		643,030	250,992	894,022
歳 入 合 計		62,771,564	250,992	63,022,556

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 総務費		8,166,629	102,322	8,268,951
	5 総務管理費	6,645,631	102,322	6,747,953
15 民生費		25,225,600	2,500	25,228,100
	10 児童福祉費	10,712,244	2,500	10,714,744
45 土木費		7,591,105	117,470	7,708,575
	5 土木管理費	1,520,148	34,000	1,554,148
	10 道路橋りょう費	1,069,906	19,337	1,089,243
	15 河川費	177,486	13,101	190,587
	20 都市計画費	4,612,286	51,032	4,663,318
55 教育費		6,719,610	28,700	6,748,310
	10 小学校費	1,596,468	5,250	1,601,718
	15 中学校費	1,052,300	23,200	1,075,500
	20 社会教育費	1,799,339	250	1,799,589
歳 出 合 計		62,771,564	250,992	63,022,556

令和元年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和元年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	7,285,759千円	6,132千円	7,291,891千円
第1項 営業収益	2,961,175千円	6,132千円	2,967,307千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	6,718,248千円	6,132千円	6,724,380千円
第1項 営業費用	5,900,884千円	6,132千円	5,907,016千円

令和元年（2019年）9月26日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を、鎌倉市における人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたい。

よって、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和元年（2019年）9月26日提出

鎌倉市長 松尾 崇

住 所	氏 名	生 年 月 日
鎌倉市大船1815番地 1	新井 貴子	昭和24年3月6日
鎌倉市岡本1075番地 2	三留 利夫	昭和26年8月3日

「参考」

略歴については省略

「参考」

略歴については省略

議案第 56 号

鎌倉市公平委員会の委員の選任について

次の者を、鎌倉市公平委員会の委員に選任いたしたい。

よって、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求める。

令和元年（2019年）9月26日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市雪ノ下二丁目8番24号

堀 内 俊 一

昭和19年4月5日生

「参考」

略歴については省略

報告第 11 号

行政財産を使用する権利に関する処分についての
審査請求に対する裁決の報告について

行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求に対して、行政不服審査法第45条第1項の規定により、次のとおり却下した。

よって、地方自治法第238条の7第4項の規定により報告する。

令和元年（2019年）9月26日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 審査請求の年月日

平成30年（2018年）9月7日及び同年11月29日

2 審査請求人の住所及び氏名

[REDACTED]

3 処分庁及び審査庁

鎌倉市長 松尾 崇

4 審査請求の内容

平成30年（2018年）6月14日付け鎌倉市指令公活第42号及び同年8月31日付け鎌倉市指令公活第80号による庁舎内行為不許可処分の取消しを求める。

5 却下の年月日

令和元年（2019年）9月19日

6 却下の理由

本件各処分の取消しの法的利害は認められず、本件各審査請求は、請求の利害がなく不適法であるため。

参考

鎌倉市指令総第 18 号

裁 決 書

審査請求人
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処 分 庁 鎌倉市長

審査請求人が平成30年（2018年）9月7日に提起した同年6月14日付け鎌倉市指令公活第42号による庁舎内行為不許可処分（以下「本件不許可処分1」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求1」という。）及び同年11月29日に提起した同年8月31日付け鎌倉市指令公活第80号による庁舎内行為不許可処分（以下「本件不許可処分2」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求2」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求1及び本件審査請求2をいずれも却下する。

事案の概要

1 審査請求人は、平成30年（2018年）6月11日付けで鎌倉市庁舎管理規則（昭和37年9月規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、鎌倉市長（担当課 公的不動産活用課。以下「処分庁」という。）に対し、以下の内容の庁舎内行為許可申請（以下「本件許可申請1」という。）を行った。

使用目的 （審査請求人の所属団体が実施する「鎌倉ピースパレード」の）集合場所
使用場所 庁舎中庭（後述する「本件前庭」のこと）

使用者氏名 申請者（審査請求人）

人員 約100名（予定）

使用期間 平成30年（2018年）6月17日 14時00分から14時05分まで

2 処分庁は、審査請求人に対し、平成30年（2018年）6月14日付けで本件許可申請1について、「政治的信条の普及を目的とする行為」（鎌倉市庁舎内行為許可に係る審査基準（以下「審査基準」という。）第3条第1項第3号）に該当することを理由に本件不許可処分1を行った。なお、本件不許可処分1の通知書の理由欄には、「『特定の』政治的信条の普及を目的とする行為」と記載されているところ、同号の文理上、「特定の」との文言がかかるのは「思想」に限定され、「政治的信条」にはかかるないことから、

処分の理由は明白な誤記である。

- 3 審査請求人は、処分庁に対し、平成30年（2018年）8月23日付けで規則に基づき、以下の内容の庁舎内行為許可申請（以下「本件許可申請2」という。）を行った。

使用目的 （鎌倉ピースパレードの）集合のため

使用場所 庁舎中庭（後述する「本件前庭」のこと）

使用者氏名 申請者（審査請求人）

人員 約100名（予定）

使用期間 平成30年（2018）年9月17日 14時00分から14時05分まで

- 4 処分庁は、審査請求人に対し、本件許可申請2について、平成30年（2018年）8月31日付けで本件不許可処分1と同一の理由で本件不許可処分2を行った。

5 本庁舎前庭の構造等

- (1) 本件許可申請1及び2にかかる前庭（以下「本件前庭」という。）は、市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）建物の北側に位置し、南北約10m、東西約23m、面積約236m²の敷地であり、本庁舎建物の東側入口、障害福祉課入口に通じている。
- (2) 屋根・塀はなく、ベンチ4台が置かれ、来庁者の休憩場所等として利用されている。
- (3) 本庁舎敷地内の車路に本件前庭に通じる横断歩道2箇所が設けられており、開庁日は、来庁者、職員の徒歩通路として使用されている。閉庁日は、本庁舎の正面入口、東側入口、障害福祉課入口が閉鎖されていることから、原則として、本件前庭は通路として使用されていない。
- (4) 本件前庭は、行政財産（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項）のうち公用財産（地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする財産）であり、規則第2条の「庁舎」に該当する。

6 審査請求

- (1) 審査請求人は、鎌倉市長（担当課 総務課。以下「審査庁」という。）に対し、平成30年（2018年）9月7日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき本件不許可処分1の取消しを求め本件審査請求1を行った。
- (2) 審査請求人は、審査庁に対し、平成30年（2018年）11月29日付けで、法に基づき本件不許可処分2の取消しを求め本件審査請求2を行った。
- (3) 審査庁は、本件審査請求1について平成30年（2018年）9月12日付けで、本件審査請求2について同年12月4日付けで、審理員を指名した。
- (4) 審理員は、平成31年（2019年）1月24日に本件審査請求1及び2にかかる審理手続を併合した。
- (5) 審査庁は、審理員から令和元年（2019年）8月13日付けで、審理員意見書の提出を受けた。

審理関係人の主張

平成30年（2018年）9月7日付け審査請求書、同年10月17日付け弁明書、同年11月6日付け反論書、同月29日付け再弁明書、同年12月20日付け再弁明書に対する反論書、同年11月29日付け審査請求書、同年12月27日付け弁明書、平成31年（2019年）3月8日提出の争点整理について、同日付け弁明書及び令和元年（2019年）5月14日実施の口頭意

見陳述における主張を総合すると、審査請求人及び処分庁の主張は、大要次のとおりである。

1 審査請求の利益の有無

(処分庁の主張)

(1) 本件許可申請1及び2のいずれについても、鎌倉ピースパレード（以下「ピースパレード」という。）の実施日（平成30年（2018年）6月17日及び同年9月17日）は経過しており、処分取消しの利益がない。

(2) 本庁舎敷地前面の鎌倉市道を集合場所として、審査請求人は予定通りピースパレードを実施して、所期の目的は達成されたことからも、処分取消しの利益はない。

(審査請求人の主張)

(1) 今後もピースパレードの継続実施を考えており、その都度、双方で争わなければならぬことは、審査請求人にとって、精神的・手続的不利益が発生する。そのため、処分取消しの利益はある。

(2) 本庁舎敷地前面の鎌倉市道で集合をした際に、参加者及び通行者の安全確保のために、ピースパレードのスタッフに警察に代わっての危険防止の作業を強いることになった。

2 庁舎内行為許可の必要性

(1) 規則により許可が必要とされる「集会の開催」に該当するか否か。

(審査請求人の主張)

集合（集会の準備行為）の場所として参加者の確保や注意事項の伝達を行うための申請であり、「集会の開催」ではない。

(処分庁の主張)

ピースパレードの出発地点になるもので、集合行為（参加者の確保、注意事項の伝達）自体がピースパレードの一部を構成するもので「集会の開催」に該当する。

(2) 「集会の開催」に該当しないとしても許可が必要とされる「集団で庁舎出入りすること」に該当するか否か。

(処分庁の主張)

本件前庭に約100名の人数が集合することは、「集団で庁舎出入りすること」に該当する。

(審査請求人の主張)

否認ないし争う。

3 審査基準第3条第1項第3号の違憲・違法性

(審査請求人の主張)

(1) 思想及び良心の自由（憲法第19条）、表現の自由（憲法第21条第1項）を侵害する。

憲法・法律・規則の下位規範である審査基準（内部のルール）を市民の権利を制限する根拠としてはならない。

(2) 法令の許可要件を逸脱している。

(処分庁の主張)

(1) 本件前庭は公用財産であり、市民の表現の自由が全面的に認められるものではなく、その使用目的のために一定の制限を受ける。公用財産の本来の目的以外の使用

は原則として禁止され、審査基準に適合した場合に許可されるものである。

(2) 公用財産の管理については、管理者の広範な裁量が認められており、許可行為の設定、審査基準の策定についても裁量が及ぶ。

(3) 政治的信条の普及を目的とする行為を不許可事由としている趣旨は、市の政治的中立性を保つためであり、当該行為を許可することで当日やその前後のみならず、将来にわたって市の事務又は事業の執行が妨げられるおそれがあるためである。

4 ピースパレード出発前の集合の「政治的信条の普及を目的とする行為」（審査基準第3条第1項第3号）該当性

(審査請求人の主張)

(1) 本件前庭に集合し、警察の誘導の下に市の敷地を出て、道路使用許可を受けた道路をパレードし、最終地のカトリック雪ノ下教会で集会し、解散する予定であった。集合場所として使用するための申請であり、政治的信条の普及を目的とする行為ではない。

(2) ピースパレードの目的は、現憲法を守ることにより平和を維持することや国民の暮らしを守ることなどを市民に訴えることにあり、特定の政治的信条の普及を目的とする行為ではない。

鎌倉市は昭和33年（1958年）8月に「平和都市宣言」を行っており、この宣言のなかで「日本国憲法を貫く平和精神に基づいて」核兵器の禁止と世界恒久平和の確立を謳っている。憲法第9条を改正する動きこそ「特定の政治的信条」であり、憲法を守る立場のピースパレードは特定の政治信条の普及に該当しない。

(処分庁の主張)

(1) ピースパレードの出発地点となることから、集合行為自体がピースパレードの一部を構成するところ、ピースパレードは平和活動を主たる目的としたものではなく、憲法第9条の改正に反対することを主としたものであり、政治的信条の普及を目的とする行為に該当する。

5 市長の裁量権の逸脱又は濫用による違法性の有無

(審査請求人の主張)

(1) 本件前庭は屋根もなく、埠に囲まれておらず、一般市民の自由に入りできる解放されたスペースである。本庁舎の付属地、公道の延長上にあるから、管理権については庁舎の建物と扱いが区別されるべきである。

(2) 本庁舎に隣接する道路前は本件前庭よりも狭く、参加者及び一般市民の通行者（自転車やベビーカーなども含まれる。）の通行の支障が生じ、安全性の確保が必要となる。

(3) 平成30年（2018年）6月17日（日）及び同年9月17日（祝日）は閉庁日であり、本庁舎の出入りに影響はなく、本庁舎内における公務の円滑かつ適正な執行の確保を妨げる状況はない。

(4) 過去に6回、同内容のピースパレードを実施し、市の担当者と面談相談を行い、本件前庭の使用を許可してきた。

(5) 他の類似の団体は使用許可されており、差別的取扱がなされている。

(処分庁の主張)

(1) ピースパレードは平和活動を主たる目的としたものではなく、憲法第9条の改正

に反対することを主としたものである。本件許可申請1及び2に添付されたチラシを客観的に見ると憲法第9条の改正に反対することを主としたものと一見して判断できた。

- (2) 一般市民が自由に入り出しているのは、本庁舎建物への来庁という本来の公用財産としての目的に適った利用の範囲内のものであるからにほかならず、そのような目的以外の利用において自由に開放されているものではない。
- (3) 公道と市有地の境界は客観的に明確であり、別個の管理権に基づいて管理されている。狭い隣接道路の通行及び安全性の確保のために本件前庭の使用許可をすることは、他事考慮として許されない。
- (4) 本件前庭は市が事業で使用する施設として管理しており、閉庁日だから本件前庭の使用は本庁舎の出入りに影響はないという理由で使用許可をしてしまうと今後の市の事務や事業の執行に支障が生じるおそれがある。
- (5) 閉庁日に本件前庭使用を許可する運用にしてしまうと、土日の閉庁日に申請が集中してしまうおそれがあり、庁舎管理上、使用状況の確認等のために職員が休日出勤する必要が生じる。
- (6) 庁舎管理者として本件前庭での集合について相談を受けた事実や許可をした事実はなく、過去に6回実施したことであれば、無許可で使用がなされていたものである。

理由

審理関係人の主張のうち、「1 審査請求の利益の有無」について検討すると、本件許可申請1及び2のいずれについても、許可申請にかかるピースパレードの実施日（平成30年（2018年）6月17日及び同年9月17日）は経過していることから、本件不許可処分1及び2の取消しの法的利益は認められない。

審査請求人は、今後も同様のピースパレードの実施を予定しており、その都度、同様の精神的・手続的不利益が発生することを防ぐため、処分取消しの利益はあるなどと主張するが、許可又は不許可処分は申請ごとに個別的なものであるから主張は採用できない。

以上のとおり、その他の主張について判断するまでもなく、本件不許可処分1及び2の取消しを求める本件審査請求1及び2は、請求の利益がなく、不適法であるから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年（2019年）9月19日

審査庁 鎌倉市長

松尾



(教示)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鎌倉市を被告として（訴訟において鎌倉市を代表する者は鎌倉市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

鎌倉市役所

令和 01.8.13 受付

第 1486 号

審理員意見書

令和元年（2019年）8月13日

審査庁

鎌倉市長 松尾 崇 殿

審理員 松木

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第42条第2項の規定に基づき、平成30年(2018年)9月7日付けで審査請求人から出された庁舎内行為許可申請に対する同年6月14日付不許可処分(鎌倉市指令公活第42号)及び同年11月29日に出された庁舎内行為許可申請に対する同年8月31日付不許可処分(鎌倉市指令公活第80号)に対する審査請求の裁決に関する意見を提出する。

第1 事実関係と当事者の主張

1 関係法令

関係法令別紙のとおり

2 前提事実

(1) 審査請求人は、平成30年(2018年)6月11日(以下「平成30年(2018年)」は必要のない限り省略する。)、処分庁に対し、庁舎内行為許可申請書(本件許可申請書1)を提出し、以下の内容のとおり、庁舎内行為許可申請(以下「本件許可申請1」という。)をした。

使用目的 (審査請求人の所属団体が実施する「鎌倉ピースパレード」の)集合場所
使用場所、庁舎中庭(後述する「本件前庭」のこと)

使用者氏名 申請者(審査請求人)

人員 約100名(予定)

使用期間 平成30年(2018年)6月17日 14時00分から14時05分

(2) 処分庁は、6月14日、本件許可申請1について、「政治的信条の普及を目的とする行為」(鎌倉市庁舎内行為許可に係る審査基準(以下「審査基準」という。)第3条第1項第3号)に該当することを理由に不許可とする処分(以下「本件不許可処分1」という。)をした。

なお、本件不許可処分1の通知書の理由欄には、「『特定の』政治的信条の普及を目的とする行為」と記載されているところ、同号の文理上、「特定の」との文言がかかるのは「思想」に限定され、「政治的信条」にはかからないことから、処分の理由は明白な誤記である。

(3) 審査請求人は、8月23日、処分庁に対し庁舎内行為許可申請書(本件許可申請書2)を提出し、以下の内容で庁舎内行為許可申請(本件許可申請2という。)をした。

使用目的 (鎌倉ピースパレードの) 集合のため
使用場所 庁舎中庭 (後述する「本件前庭」のこと)
使用者氏名 申請者 (審査請求人)
人員 約 100 名 (予定)
使用期間 平成 30 年 (2018) 年 9 月 17 日 14 時 00 分から 14 時 05 分

(4) 審査庁は、8月31日、本件許可申請2について、本件不許可処分1と同一の理由でこれを不許可とする処分（以下「本件不許可処分2」という。）をした。

(5) 本庁舎前庭の構造等（別紙図面参照）

ア 本件許可申請1及び2にかかる前庭（以下「本件前庭」という。）は、鎌倉市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）建物の北側に位置し、南北約10m、東西約23m、面積約236m²の敷地であり、本庁舎建物の東側入口、障害福祉課入口に通じている。

イ 屋根・塀はなく、ベンチ4台が置かれ、来庁者の休憩場所等として利用されている。

ウ 本庁舎敷地内の車路に本件前庭に通じる横断歩道2箇所が設けられており、開庁日は、来庁者、職員の徒歩通路として使用されている。閉庁日は本庁舎の正面入口、東側入口、障害福祉課入口が閉鎖されていることから、原則として、本件前庭は通路として使用されていない。

エ 本件前庭は行政財産（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項）のうち公用財産（地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする財産）であり、鎌倉市庁舎管理規則（昭和37年9月規則第16号。以下「規則」という。）第2条の「庁舎」に該当する。

(6) 審査請求

審査請求人は、本件不許可処分1については9月7日に、本件不許可処分2については11月29日に、いずれも不許可処分の取消しを求め審査請求を申し立てた。これに対し、処分庁は、いずれの審査請求についても却下裁決を求めている。

審理員は、審査請求手続を平成31年（2019年）1月24日に併合した。

3 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 審査請求の利益の有無

(処分庁の主張)

ア 本件許可申請1及び2のいずれについても、鎌倉ピースパレード（以下「ピースパレード」という。）の実施日（6月17日、9月17日）は経過しており、処分取消しの利益がない。

イ 本庁舎敷地前面の鎌倉市道を集合場所として、審査請求人は予定通りピースパレードを実施して、所期の目的は達成されたことからも、処分取消しの利益はない。

(審査請求人の主張)

ア 今後もピースパレードの継続実施を考えており、その都度、同様の精神的・手続

的不利益が発生する。そのため、処分取消しの利益はある。

イ 本庁舎敷地前面の鎌倉市道で集合をした際に、参加者及び通行者の安全確保のために、ピースパレードのスタッフに警察にかわっての危険防止の作業を強いることになった。

(2) 庁舎内行為許可の必要性

ア 規則により許可が必要とされる「集会の開催」に該当するか否か。

(審査請求人の主張)

集合（集会の準備行為）の場所として参加者の確保や注意事項の伝達を行うための申請であり、「集会の開催」ではない。

(処分庁の主張)

ピースパレードの出発地点になるもので、集合行為（参加者の確保、注意事項の伝達）自体がピースパレードの一部を構成するもので「集会の開催」に該当する。

イ 「集会の開催」に該当しないとしても許可が必要とされる「集団で庁舎に入りすること」に該当するか否か。

(処分庁の主張)

本件前庭に約100名の人数が集合することは、「集団で庁舎に入りすること」に該当する。

(審査請求人の主張)

否認ないし争う。

(3) 審査基準第3条第1項第3号の違憲・違法性

(審査請求人の主張)

ア 思想及び良心の自由（憲法第19条）、表現の自由（憲法第21条第1項）を侵害する。

憲法・法律・規則の下位規範である審査基準（内部のルール）を市民の権利を制限する根拠としてはならない。

イ 法令の許可要件を逸脱している。

(処分庁の主張)

ア 本件前庭は公用財産であり、市民の表現の自由が全面的に認められるものではなく、その使用目的のために一定の制限を受ける。公用財産の本来の目的以外の使用は原則として禁止され、審査基準に適合した場合に許可されるものである。

イ 公用財産の管理については、管理者の広範な裁量が認められており、許可行為の設定、審査基準の策定についても裁量が及ぶ。

ウ 政治的信条の普及を目的とする行為を不許可事由としている趣旨は、市の政治的中立性を保つためであり、当該行為を許可することで当日やその前後のみならず、将来にわたって市の事務又は事業の執行が妨げられるおそれがあるためである。

(4) ピースパレード出発前の集合の「政治的信条の普及を目的とする行為」（審査基準第3条第1項第3号）該当性

(審査請求人の主張)

ア 本件前庭に集合し、警察の誘導の下に市の敷地を出て、道路使用許可を受けた道路をパレードし、最終地のカトリック雪ノ下教会で集会し、解散する予定であつ

た。集合場所として使用するための申請であり、政治的信条の普及を目的とする行為ではない。

イ ピースパレードの目的は、現憲法を守ることにより平和を維持することや国民の暮らしを守ることなどを市民に訴えることにあり、特定の政治的信条の普及を目的とする行為ではない。

鎌倉市は昭和33年（1958年）8月に「平和都市宣言」を行っており、この宣言のなかで「日本国憲法を貫く平和精神に基づいて」核兵器の禁止と世界恒久平和の確立を謳っている。憲法第9条を改正する動きこそ「特定の政治的信条」であり、憲法を守る立場のピースパレードは特定の政治信条の普及に該当しない。

（処分庁の主張）

ア ピースパレードの出発地点となることから、集合行為自体がピースパレードの一部を構成するところ、ピースパレードは平和活動を主たる目的としたものではなく、憲法第9条の改正に反対することを主としたものであり、政治的信条の普及を目的とする行為に該当する。

（5）鎌倉市長の裁量権の逸脱又は濫用による違法性の有無

（審査請求人の主張）

ア 本件前庭は屋根もなく、塀に囲まれておらず、一般市民の自由に入りできる解放されたスペースである。本庁舎の付属地、公道の延長上にあるから、管理権については庁舎の建物と扱いが区別されるべきである。

イ 本庁舎に隣接する道路前は本件前庭よりも狭く、参加者及び一般市民の通行者（自転車やベビーカーなども含まれる。）の通行の支障が生じ、安全性の確保が必要となる。

ウ 6月17日（日）、9月17日（祝日）は閉庁日であり、本庁舎の出入りに影響はなく、本庁舎内における公務の円滑かつ適正な執行の確保を妨げる状況はない。

エ 過去に6回、同内容のピースパレードを実施し、市の担当者と面談相談を行い、本件前庭の使用を許可してきた。

オ 他の類似の団体は使用許可されており、差別的取扱がなされている。

（処分庁の主張）

ア ピースパレードは平和活動を主たる目的としたものではなく、憲法第9条の改正に反対することを主としたものである。本件許可申請1及び2に添付されたチラシを客観的に見ると憲法第9条の改正を反対することを主としたものと一見して判断できた。

イ 一般市民が自由に入りしているのは、本庁舎建物への来庁という本来の公用財産としての目的に適った利用の範囲内のものであるからにはかならず、そのような目的以外の利用において自由に開放されているものではない。

ウ 公道と市有地の境界は客観的に明確であり、別個の管理権に基づいて管理されている。狭い隣接道路の通行及び安全性の確保のために本件前庭の使用許可をすることは、他事考慮として許されない。

エ 本件前庭は市が事業で使用する施設として管理しており、閉庁日だから本件前庭の使用は本庁舎の出入りに影響はないという理由で使用許可をしてしまうと今後の

市の事務や事業の執行に支障が生じるおそれがある。

オ 閉庁日を本件前庭使用を許可する運用にしてしまうと、土日の閉庁日に申請が集中してしまうおそれがあり、庁舎管理上、使用状況の確認等のために職員が休日出勤する必要が生じる。

カ 庁舎管理者として本件前庭での集合について相談を受けた事実や許可をした事実はなく、過去に6回実施したということであれば、無許可で使用がなされていたものである。

第2 結論及び理由

争点（1）審査請求の利益の有無について検討すると、本件許可申請1及び2のいずれについても、許可申請にかかるピースパレードの実施日（6月17日、9月17日）は経過していることから、処分取消しの法的利益は認められない。

審査請求人は、今後も同様のピースパレードの実施を予定しており、その都度、同様の精神的・手続的不利益が発生することから、処分取消しの利益はあるなどと主張するが、許可又は不許可処分は申請ごとに個別的なものであるから主張は採用できない。

したがって、他の争点について判断するまでもなく、本件各審査請求はいずれも却下されるべきである。

第3 付言

上記のとおり、本件各審査請求はいずれも却下されるべきであるが、審理員は本件各不許可処分がいずれも違法であり、また、審査請求人から今後も同種申請がなされる可能性が高く（実際に本件審査請求の審理終結前に同種許可申請がなされている。）、処分庁の対応は是正されるべきと考えることから、以下の通り付言する。

1 前記第1の2（前提事実）に加え、本件では以下の事実が認められる。

（1）審査請求人の所属団体（名称「鎌倉ピースパレード」）は、参加者を募り「鎌倉ピースパレード」と冠した路上行進を主催している。審査請求人の提出資料等によれば、平成27年（2015年）7月から平成28年（2016年）6月までの間、ピースパレードは6回実施された。

その経路は同一であり、本件前庭に集合した後、本庁舎敷地から公道（車道）に出て、鎌倉駅西口前、御成商店街を抜け、下馬交差点から若宮大路を鶴岡八幡宮前まで直進し、転進して若宮大路に面したカトリック雪ノ下教会にて解散する。

（2）過去6回のピースパレードに際して、鎌倉ピースパレードの担当者は、鎌倉市文化人権推進課（当時）に本件前庭の使用について相談し、同課の課長より口頭で使用承諾がなされていたという審査請求人の主張は、提出資料から判断し、信用できるものである。したがって、処分庁は使用許可をしていたと評価される。

この点について、処分庁は前記第1の3（5）処分庁の主張力のとおり弁明し、口頭意見陳述においても公用財産の所管課である公的不動産活用課が庁舎管理者として相談を受けた記録はなく、処分庁として許可もしていない、審査請求人ほかが無断使用していたなどと主張するが、手続的不備や内部の事務分掌の齟齬、連絡が行き届かず記録等を作成していないことの責任は処分庁にあり、鎌倉市として一体の行政組織である以上、その主張は採用できない。

(3) 過去6回のピースパレードはいずれも閉庁日に実施されているところ、本件前庭の使用に起因して、近隣住民等から苦情が寄せられたことはなく、処分庁はトラブルも一切把握していない（口頭意見陳述期日における処分庁の説明）。

(4) 本件許可申請1の申請資料であるパンフレットには、「鎌倉ピースパレード2018.6.17（日）」「民主主義を取り戻そう！9条改憲NO!」「世代、思想、宗教を超える鎌倉の街で共に声をあげよう！」「9条に自衛隊を書き込むと ☆9条2項（戦力の不保持、交戦権の否認）は空文化し、効力を失います ☆集団的自衛権が正当化され、自衛隊がアメリカと一緒に戦争できるようになります ☆軍事費の増大により、私たちの生活が脅かされます ☆徴兵制度の根拠になるので、あなたやあなたの愛する人たち、子どもや孫たちが将来戦場に駆り出されることに繋がります」との記載がある。

(5) 本件許可申請2の申請資料であるパンフレットには、「鎌倉ピースパレード2018.9.17（月・祝）」「民主主義を取り戻そう！9条改憲は戦争への道！」「政治が私物化されています」「今の政治おかしいと思いませんか？」などの記載がある。

(6) 処分庁は本件各許可申請について、本項(4)(5)の記載から、審査基準第3条第1項第3号の「政治的信条」の普及を目的とする行為であると判断した。

他方、同項第4号カは「規則第10条第1項第5号（集会の開催等）に掲げる行為で、職員や来庁者の往来に支障をきたすおそれがあるもの」については許可しないと規定しているところ、処分庁はこの観点からの検討は一切行っていない（口頭意見陳述期日における処分庁の説明）。

2 庁舎内行為許可の必要性（争点（2）参照）について

本件許可申請1及び2にかかる本件前庭の用途がピースパレードないしその事前準備としての集合及び事務連絡等のためであったとしても、本件前庭に約100名が集合することが「集団で庁舎出入りすること」（規則第10条第1項第5号）に該当することは明らかであるから、審査請求人の用途が同号前段の「集会の開催」に該当するか否かを問わず、処分庁による庁舎内行為許可が必要である。

なお、前項(4)(5)によれば、ピースパレードが憲法改正に関する政治的主張の体現（いわゆるデモ行進）であることは明らかである。

3 処分庁の裁量権について

(1) 本件前庭の使用許可申請がなされた場合、本件前庭は行政財産のうち「公用財産」であるから（前提事実（5）エ）、その「用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可」（地方自治法第238条の4第7項）される。規則、審査基準はこの規定を受けたもので処分庁に広範な裁量権が認められるところである。本件各処分の根拠とされた審査基準第3条第1項第3号は、行政の政治的等中立の維持・確保を目的とするものと解されるが、審査基準は法令を具体化するための内部規定にすぎず、以下のとおり、判例法理が形成されていることから、これに即して裁量権は行使されなければならない。

金沢地方裁判所平成28年2月5日判決（名古屋高等裁判所金沢支部平成29年1月25日判決、最高裁判所平成29年8月3日判決で維持されている。）は、（庁舎前の広場が）『「行政財産」のうちの「公用財産」に該当するところ、「行政財産」は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（地自法238条の4第7項）、被告が制定する広場管理要綱及び庁舎等管理規則のうち本件広場

の使用許可の基準や方法等を定めた部分は、前記法令の定めを受けたものということができる。そして、本件広場が、前記のとおり被告の事務又は事業を執行するために直接使用することをその本来の目的とする「公用財産」に該当することからすると、本件広場については、被告の事務又は事業の執行を妨げることとなり、本来の目的を遂げない場合に使用を許可すべきではないことは前記法令の定めからして当然であるし、そうではない場合であっても、その使用を許可しなければならないわけではなく、使用を許可するか否かは、原則として管理者の裁量に委ねられているものと解される。そして、管理者の裁量判断は、許可申請に係る使用の日時、場所、目的及び態様、使用者の範囲、使用の必要性の程度、許可をするに当たっての支障又は許可をした場合の弊害若しくは影響の内容及び程度、代替施設確保の困難性など許可をしないことによる申請者側の不都合又は影響の内容及び程度等の諸般の事情を総合考慮してされるべきものであり、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法審査においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となると解するのが相当である（最高裁平成18年2月7日第三小法廷判決・民集60巻2号401頁参照。「公の施設」である学校施設の目的外使用の許否が問題となったものであり、本件とは具体的な事案を異にするが、「行政財産」の使用許否の判断の性質や司法審査の在り方等の一般論については本件でも参考となる。）。』旨を判示している。

（2）上記の判例法理によれば、許可申請に対する裁量判断は「許可申請に係る使用の日時、場所、目的及び態様、使用者の範囲、使用の必要性の程度、許可をするに当たっての支障又は許可をした場合の弊害若しくは影響の内容及び程度、代替施設確保の困難性など許可をしないことによる申請者側の不都合又は影響の内容及び程度等の諸般の事情を総合考慮する」ことが求められるのであり、使用許可申請の目的において規則第3条第1項第3号所定の特定の思想・政治・宗教的な要素が含まれていたとしても、その一要素の認定だけで不許可とすることは許されないと解される。

（3）本件の事実関係のもとでは、本件各許可申請についてピースパレードの集合・事務連絡のためであるとはいえない政治的信条の普及を目的とする行為と認定したことが不当とまではいえないものの、本件各許可申請が閉庁日にわずか5分程度の使用であり本庁舎の使用に何ら支障が生じないこと、過去6回、処分庁が審査請求人による本件前庭の使用申請を許可してトラブルなく使用されてきたこと、その他本件各許可申請の個別具体的な事情を判断の基礎としていないこと（付言1（6））等の事情に照らすと、上記判例の「諸般の事情」を考慮したとは到底いえないものであり、その結果、裁量判断における判断要素の選択、判断過程に合理性があるとは認められず、重要な事実の基礎を欠いたものであるから、処分庁の裁量権を逸脱した処分といわざるを得ない。

以上から、審理員は本件各不許可処分が違法と考える次第である。

4 今後の運用について

公用財産の使用許可申請については、広範な裁量が認められることは前記のとおりである一方、行政の公平の観点から市民から公用財産の使用許可申請があった場合に、恣意的な運用がなされないよう可能な限り公平な取扱いをすることも求められるところである。

審査基準の目的である行政の中立性を損ねないよう使用条件を付すことも可能なのであり、判例法理を遵守しつつ個別具体的な事情に配慮した運用を期待して、審理員の付言とする。

以 上

関係法令別紙

鎌倉市庁舎管理規則（昭和37年9月1日規則第16号）

（目的）

第1条 この規則は、市庁舎内の秩序の維持、使用の規整並びに災害の防止その他の庁舎の保全に関し必要な事項を定め、市庁舎内における公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

（庁舎）

第2条 この規則において「庁舎」とは、市において市の事務、事業の用に供する建物及び敷地をいう。

（許可行為）

第10条 庁舎内において次に掲げる行為をしようとする者は、庁舎内行為許可申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。ただし、当該行為のうち市長が別に指定する行為については、この限りでない。

（5）市の機関以外のものが主催して集会を開催し、又は集団で庁舎に入り出すこと。

鎌倉市庁舎内行為許可に係る審査基準

（目的）

第1条 この基準は、鎌倉市庁舎管理規則（昭和37年9月規則第16号。以下「規則」という。）第10条に定める許可行為の審査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第3条 次の各号のいずれかに該当する行為は、規則第10条の許可をしないものとする。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 公序良俗に反すると認められる行為
- (3) 特定の思想、政治的信条、宗教の普及を目的とする行為
- (4) 次に掲げる行為のほか公務の円滑かつ適正な執行の確保に支障をきたす行為又は支障をきたすおそれがあると認められる行為
力 規則第10条第1項第5号（集会の開催等）に掲げる行為で、職員や来庁者の往来

に支障をきたすおそれがあるもの

鎌倉市道

